

公園施設の次期指定管理者候補者の選定について

1 取組方針

2023年(令和5年)3月末に指定管理者の指定期間満了を迎える公園施設について、市民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行います。

(1) 対象施設

公園施設 10施設一括管理

石ヶ谷公園(明石中央体育会館を含む)、明石海浜公園、魚住北公園
明石北わんぱく広場、高丘東公園、高丘西公園
西二見公園、西二見緑地、南二見東緑地、南二見西緑地

(2) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、民間企業のノウハウ等の導入により、公園に更なる賑わいを生み出すことが期待できるため、公募により指定管理者を募集するものとし、選定委員会を設置して指定管理者候補者を選定する。

(3) 公募における施設単位

前回募集時の施設(石ヶ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園の3施設一括管理)に、明石北わんぱく広場、高丘東公園、高丘西公園、西二見公園、西二見緑地、南二見東緑地、南二見西緑地の7施設を加えた10施設一括管理とする。

(4) 対象施設の変更理由

石ヶ谷公園及び明石海浜公園の近隣に位置する以下の施設を加えて、一括管理することで、要望への迅速な対応、より良好な環境の提供など、管理レベルの向上や管理運営の効率化が見込めることから、10施設一括管理とする。

石ヶ谷公園の近隣施設(明石北わんぱく広場、高丘東公園、高丘西公園)

明石海浜公園の近隣施設(西二見公園、西二見緑地、南二見東緑地、南二見西緑地)

(5) 指定期間

継続した事業の取組により、公園の有効活用や賑わいづくりなど、市民サービスの向上や施設の効率的な運営を図るため、5年間とする。

(6) 利用料金制

有料施設の貸館業務等と公園の維持管理業務をあわせて行っており、収益性重視の施設ではないことから、引き続き利用料金制は採用しない。

2 選定スケジュール

時期	内容
2022年6月	第1回選定委員会（選定方法・募集要項の決定）
2022年7月～8月	募集要項の公表・募集・説明会の開催
2022年9月～10月	第2回選定委員会（指定管理者候補者の書類審査） 第3回選定委員会（指定管理者候補者の面接審査・選定）
2022年11月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
2022年12月	指定議案の提出（2022年12月議会） 指定の通知及び告示・公表
2023年1月～3月	事務引継ぎ（現・指定管理者⇒次期・指定管理者） 基本協定・年度協定（2023年度）の締結
2023年4月	次期・指定管理者による管理運營業務の開始